



## 長期優良住宅の災害配慮基準の見直し

法改正により、認定を行わないこととしていた「災害の危険性が特に高い区域」に関する考え方を整理し、災害防止の措置が講じられている以下の区域については、認定を行うことを可能とする要綱改正を行いました。

認定を行わないこととしていた「災害の危険性が特に高い区域」のうち、一部の区域について認定を行うことが可能となります。

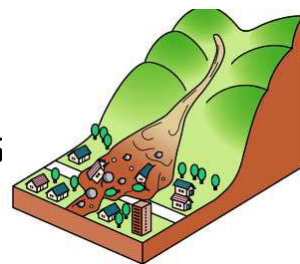
※なお、居住誘導区域内については従前どおり認定が可能です。

- ① 地すべり防止区域のうち、地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域

これらの土地の区域（範囲）については、以下の窓口へご確認ください。

### 【災害防止の措置が講じられている土地の区域の確認】

窓 口：兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所管理課  
住 所：〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5  
電話番号：078-737-2135



上記の区域に該当する場合、認定申請書類に県の発行する「長期優良住宅の災害配慮基準に関する確認書」の添付が必要となります。

認定申請の手続きについては、下記までお問い合わせください。

市内の長期優良住宅認定に関する窓口：  
神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課 078-595-6557